

大分県報

令和五年
第三八五号
二月二十一日

（火曜日）

目次

規則

大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正……………一

告示

土地改良区の定款変更認可（二件）……………一
都市計画事業の事業計画の変更認可（二件）……………一

教育委員会告示

県指定有形文化財の指定……………二

人事委員会告示

不服申立て事案の却下決定に係る公示送付……………二

警察本部訓令

大分県警察における災害警備実施に関する規程の一部改正……………三

正誤

令和四年十二月十六日付け大分県報第三六八号に記載の大分県告示第五百三号（大分県建築設計業務等委託契約約款の一部改正）中の訂正……………五

規則

大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年二月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第三号

大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十三年大分県規則第六十六号）の

令和五年二月二十一日

大分県報（規則・告示）

一

告示

一部を次のように改正する。
第十条第二項中「次の各号に掲げる」の下に「場合の」を加え、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項各号を次のように改める。
一 不妊又は去勢の措置を行った場合 一頭につき五千五百五十円
二 マイクロチップ（法第三十九条の二第一項に規定するマイクロチップをいう。）の装着を行った場合 一頭につき二千円
附則
この規則は、公布の日から施行する。

大分県告示第八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和五年二月二十一日

土地改良区名	所在地	認可年月日
明治大分水路土地改良区	大分市	令四・一〇・六

大分県告示第八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和五年二月二十一日

土地改良区名	所在地	認可年月日
明治大分水路土地改良区	大分市	令五・二・九

大分県告示第八十三号

大分県報（規則・告示）

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和五年二月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

津久見市

二 都市計画事業の種類及び名称

津久見都市計画下水道事業

津久見市公共下水道

三 事業施行期間

変更前 昭和五十二年一月二十一日から令和五年三月三十一日まで

変更後 昭和五十二年一月二十一日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

大分県告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和五年二月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

日出町

二 都市計画事業の種類及び名称

日出都市計画公園事業

五・四・二号 豊岡公園

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 収用の部分

平成二十七年大分県告示第三百五十号の事業地に速見郡日出町大字豊岡字原口台の一部を加える。

2 使用の部分

変更なし

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第二号

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第四条第一項の規定により、次に掲げる文化財を県指定有形文化財に指定する。

令和五年二月二十一日

大分県教育委員会

種別	名称	員数	時代	所在の場所	所有者
古文書	大楽寺文書	一七点	鎌倉時代末 ～室町時代	宇佐市大字南宇佐二 〇七七番地	大楽寺
考古資料	瑞花鴛鴦八稜鏡 附白 磁碗一点	一面	平安時代後 期（一二世紀）	玖珠郡九重町大字後 野上一七番地の四	九重町

○人事委員会告示

大分県人事委員会告示第一号

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成二十年大分県人事委員会規則第十五号。以下「規則」という。）第十二条第二項の規定による審査請求の却下決定書について、次に掲げる者に送付することができないので、規則第六十一条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和五年二月二十一日

大分県人事委員会委員長

石 井 久 子

一 審査請求人の氏名

秋吉 是好、足立 浩三、安倍 アイ子、安部 章弘、安部 郁夫、安部 逸子、

安部 茂、池田 一夫、池田 孝則、今村 省三、岩男 恵子、岩尾 寛、

内田 敏雄、内山 みや子、梅木 セツ、梅木 隆信、大川 敬行、大久保 賢了、

大鶴 幸子、岡 ちづ、岡松 寛、岡本 和明、小野 尚友、小野 善章、

片岡 精一郎、片山 辰弘、加藤 スミ子、狩野 嘉一、河野 康臣、川村 富生、

菊 隆志、菊池 康道、木崎 静代、岸岡 浩子、桐山 貞子、工藤 潤、國東 量、

熊谷 真由美、倉永 富喜子、黒川 敏雄、小出 達人、河野 公義、古賀 厚士、

小玉 光二、後藤 公男、後藤 久、近藤 幸子、齋藤 正、酒井 俊介、坂本 孔、

佐々木 公義、佐々木 泰子、指原 加代子、佐藤 渥子、佐藤 一弘、佐藤 一行、

佐藤 隆文、佐藤 武徳、柴田 博司、首藤 悦爾、首藤 哲明、末次 徳憲、

田泓 和枝、高橋 昭元、高安 右夫、竹内 薫、竹内 小代美、田中 ひろみ、

通正 啓子、堤 薫、霧見 忠良、手島 薫、遠嶋 美代子、利光 正興、

豊嶋 義人、直山 隆章、中島 大八郎、仲町 憲治、長松 友美子、新納 正義、

二宮 悦子、花宮 和子、広島 妙子、藤本 泰子、藤原 泰治、古庄 一也、

細川 明美、細川 源一郎、町田 忠満、松原 満子、松村 敏明、三浦 富夫、

溝邊 龍雄、森 繁夫、山口 明、山下 幸郎、山本 宏、湯木野 洋一、和氣 宏、

渡邊 彰、渡邊 哲也、渡部 節子

二 送付する文書

令和五年二月八日付け却下決定書の正本

(送付する文書は、省略し、大分県人事委員会において保管する。)

三 規則第六十一条第三項の規定により、送付があつたものとみなされる日

令和五年三月八日

四 公示の理由等

1 一の審査請求人(以下「請求人」という。)に係る審査請求について、当委員会では請求人の死亡を確認したところ、請求人の相続人等から当委員会に対し、請求人の死亡の日の翌日から起算して一年以内に規則第八条第一項の規定による審査請求手続承継の申立てがなされなかった。

2 よって、規則第十二条第一項第三号の規定により、令和五年二月八日付けで審査を打ち切り、審査請求を却下することを決定した。

3 1に掲げる事情により、当該却下決定書については、請求人に送付することができないので、公示の方法による送付をするものである。

4 なお、当該却下決定書は、当委員会が保管しており、いつでもその送付を受けるべき

者に交付することができぬ。

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第2号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察における災害警備実施に関する規程(平成25年大分県警察本部訓令第9号)の一部を次のように改正する。

令和5年2月21日

大分県警察本部長 種田 英明

題名を次のように改める。

大分県警察における災害警備活動に関する規程

旧次中「警備体制」を「災害警備体制」に、「警備本部」を「災害警備本部」に、「警備部隊」を「災害警備部隊」に、「警備実施」を「災害時の措置」に改める。

本則中「災害警備実施」を「災害警備活動」に改める。

第2条第1号中「洪水」の次に「、崖崩れ、土石流」を、「噴火」の次に「、地滑り」を加える。

第3条中「警備体制」を「災害警備体制」に、「の保護、犯罪の予防、被疑者の逮捕、交通秩序の維持その他」を「を保護し、」に、「努める」を「当てる」に改める。

第4条第2号中「被災状況」を「被害状況」に改め、同条第8号中「民心安定活動」を「地域安全活動」に改める。

第5条中「警察本部長は」の次に「、県内において」を加える。

第10条中「災害警備用」を「災害警備活動用」に改める。

第11条中「耐震性」の次に「、防水性」を加える。

第12条中「災害警備用物資」を「災害警備活動用の物資」に改める。

第15条に後段として次のように加える。

この場合においては、職員に対して、津波の規模、到達予想時刻等の情報を確実に伝達するとともに、危険回避のための具体的な指示を行うものとする。

第16条中「大規模な」を「警察署長は、大規模な」に改める。

第18条を次のように改める。

令和五年二月二十一日

大分県報(人事委告示・警察本部訓令)

（自主参集）

第18条 職員は、県内において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに自所属に参集しなければならない。ただし、交通の遮断等により自所属に参集することができないときは、職員は、自所属の所属長の指揮を受けた上で、最寄りの警察本部又は警察署に参集するものとする。

2 所属長は、一定の事情がある職員については、前項の規定による参集を免除することができる。

3 第1項の規定による参集の基準は、警察本部長が別に定める。

4 所属長は、第1項の規定により職員が参集した場合は、所属職員及びその家族の安否について確認するものとする。

「第4章 警備体制」を「第4章 災害警備体制」に改める。

第4章第1節を次のように改める。

第1節 災害警備本部

（災害警備本部の設置）

第20条 警察本部長は、県内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警察本部に災害警備本部を設置するものとする。

2 警察署長は、管轄区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警察署に災害警備本部を設置するものとする。

3 警察本部及び警察署の災害警備本部の種類は、災害の規模に応じて、次に掲げるとおりとする。

(1) 警察本部

ア 大分県警察災害警備本部（連絡体制）（以下「連絡本部」という。）

イ 大分県警察災害警備本部（警戒体制）（以下「警戒本部」という。）

ウ 大分県警察災害警備本部（第一次体制）（以下「第一次警備本部」という。）

エ 大分県警察災害警備本部（第二次体制）（以下「第二次警備本部」という。）

オ 大分県警察災害警備本部（第三次体制）（以下「第三次警備本部」という。）

(2) 警察署

ア 警察署災害警備本部（連絡体制）（以下「署連絡本部」という。）

イ 警察署災害警備本部（警戒体制）（以下「署警戒本部」という。）

ウ 警察署災害警備本部（以下「署警備本部」という。）

4 前項に規定する災害警備本部ごとの編成、分掌事務等については、警察本部の災害警備本部にあっては警察本部長が、警察署の災害警備本部にあっては警察署長が別に定める。

5 警察本部長又は警察署長は、災害の規模に応じて、災害警備本部の体制を随時変更するものとする。

6 警察本部長は、災害の規模に応じて、警察本部の所属長等を警察署の災害警備本部の幕僚として派遣するものとする。

「第2節 警備部隊」を「第2節 災害警備部隊」に改める。

第21条を次のように改める。

（災害警備部隊の編成）

第21条 警察本部長は、災害の規模に応じて、警察本部に災害警備部隊を編成するものとする。

2 災害警備部隊は、即応部隊及び一般部隊をもって編成し、各部隊の分掌事務等については、警察本部長が別に定める。

3 前2項の規定は、警察署の災害警備部隊について準用する。この場合において、これらの規定中「警察本部長」とあるのは、「警察署長」と読み替えるものとする。

第22条の見出し中「警備部隊」を「災害警備部隊」に改め、同条第1項中「、状況等により」を「に」に、「警備部隊」を「災害警備部隊」に改め、同条第2項中「警備部隊」を「災害警備部隊」に改め、同条第3項を削る。

第23条中「警察災害派遣隊」を「警察災害派遣隊等」に改める。

第24条の見出し中「警察庁支援対策室」を「警察庁支援対策室等」に改め、同条中「警備本部」を「災害警備本部」に、「警察災害派遣隊」を「警察災害派遣隊等」に、「及び支援対策部隊」を「、支援対策部隊等」に改める。

「第5章 警備実施」を「第5章 災害時の措置」に改める。

第25条中「非常招集」を「招集」に、「津波」を「災害」に改める。

第26条中「、警備部警備運用課航空隊等」を削る。

第29条中「警備本部」を「災害警備本部」に改める。

「第3節 警察本部及び警察署の警備本部の措置」を「第3節 警察本部及び警察署の災害警備本部の措置」に改める。

第30条の見出し中「大分県警察災害警備連絡室」を「連絡本部」に改め、同条中「大分県警察災害警備連絡室」を「署連絡本部」に改め、同条第3号中「災害警備用」を「災害警備活動用」に改める。

第31条の見出し中「警察署災害警備連絡室」を「署連絡本部」に改め、同条中「警察署災害警備連絡室」を「署連絡本部」に改め、同条第1号中「大分県警察災害警備連絡室」を「連絡本部」に改め、同条第3号中「災害警備用」を「災害警備活動用」に改める。

第32条の見出し中「丙号災害警備本部」を「警戒本部及び警警戒本部」に改め、同条中「大分県警察丙号災害警備本部」を「警戒本部」に改め、同条第2号中「警備部隊」を「災害警備部隊」に改め、同条に次の1項を加える。

2 警警戒本部は、前条各号に掲げる措置のほか、状況に応じ、前項各号に掲げる措置をとるものとする。

第33条の見出し中「乙号、甲号及び警察署災害警備本部」を「第一次、第二次及び第三次警備本部並びに警備本部」に改め、同条中「大分県警察乙号災害警備本部、大分県警察甲号災害警備本部及び警察署災害警備本部」を「第一次警備本部、第二次警備本部及び第三次警備本部並びに警備本部」に、「状況等に応じ」を「に応じて」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年3月7日から施行する。

○正 誤

令和四年十二月十六日付け大分県報第三六八号に登載の大分県告示第五百三号（大分県建築設計業務等委託契約約款の一部改正）中の訂正

ページ	段 行	誤	正
三	下 右から四	第十一号	第十号